原著

ハンドボール競技における通信機器の活用に関する研究

江成元伸*、江成遼**

*昭和薬科大学 体育·江成研究室 **昭和薬科大学 体育·江成研究室/非常勤実技補助員

Study on the use of the Communications Equipment in the Handball Competition

Motonobu ENARI*, Ryo ENARI**

*Department of Physical Education Showa Pharmaceutical University **Part-time service assistant, Department of Physical Education Showa Pharmaceutical University

要旨

ハンドボール競技では、審判員、テクニカル・デレゲートの間で通信機器を利用して 円滑に競技運営が図られる規則を制定している。しかし、我が国の競技では従来限られ た大会だけで利用してきた。本研究で、実際に通信機器を利用した関係者にアンケート 調査を実施し、問題点、今後の活用に参考になる意見を求め、ハンドボール競技におけ る通信機器を有効に活用するためのガイドライン作成を考察した。

キーワード

ハンドボール 通信機器 競技運営 審判員 テクニカル・デレゲート

I. はじめに

国際ハンドボール連盟(以下、IHFという。)は、2010(昭和22)年、競技規則を一部改正した。IHFの競技規則改正を受け日本ハンドボール協会(以下、日本協会という。)も直ちに競技規則の改正作業に入り、2010(昭和22)年7月1日、ハンドボール競技規則2010年版を発行し⁽¹⁾、国内外での競技規則の統一化を図った。

その中で、競技規則書第17条レフェリーの項として、次のような記載がある。「17の14:レフェリーや テクニカル・デレゲート(以下TDという。)は、お互いが交信するために、通信機器を使用することができる。この通信機器を採用するかどうかは、大会主催者によって決定する。」

テクニカル・デレゲート(日本の多くの競技種目で用いられる用語で、技術委員とも 訳されている。)とは記録席(英文ではジャッジーズ・テーブルと表記されている。)の 両端に座る2名で、当該競技中の責任者としての役割を果たす競技役員をいう。この場 合、2名のレフェリーと2名のうち1名のTDが携帯して通信機器を用い、3台1セッ トで運用する。

競技規則書では、大会主催者によって決定すると規定されているが、日本協会では機器購入の予算化がなされず、2010(昭和22)年、規則改正の際に直ちに使用するということはできなかった。

ハンドボール競技ではこの競技規則改正までの間、通信機器の利用は審判員、競技役員ともに全面的に認められていなかった。交代地域でチーム役員が情報交換するために通信機器を利用することはいうまでもなく、安易に交代地域を離れることさえも制限が加えられていた。この規則の適用はこの年から変更され、チーム役員、選手が許可なく交代地域を離れることが認められた。しかしながら、チーム役員は、交代地域を離れるとチーム役員として行使できる権限がなくなり、コート上の選手に指示等を出すことは禁止された。この競技規則の適用は現在も継続している。

他競技のチーム関係者の通信機器の利用に注目すれば、アメリカンフットボールはヘッドコーチが有線の機器を用いてフィールド外からの情報を得て、チームに伝達している。また、バレーボールでは監督がiPadを利用してコート外のアドバイザーから情報を受け、チームに還元している。

一方、レフェリーに注目すれば、サッカーはコート上のレフェリーとタッチジャッジ との間で、通信機器を利用して情報交換をしている。

このような環境の中、IHF主催のハンドボール競技では通信機器の利用が進んだ。その実績については、日本人国際レフェリーが国際大会に出場することで情報を得てきた。一方、国内の大会で国際レフェリーを招聘して試合を担当してもらう際、外国人レフェリーが自前の通信機器を利用している姿を見ることとなった。

機器購入が進まなかった日本協会は、2013(平成24)年3月に開催された日本ハンドボールリーグ(以下、日本リーグという。)、プレーオフの大会において、日本サッカー協会から無線機器セットを借りて試合に運用したこともあった。その年には日本リーグが日本サッカー協会と同機種の通信機器を1セット購入し、運用した。日本協会は遅れること2年、2014(平成26)年に1セット購入した。

この機種は本体価格は10万円未満であるが、特殊な加工が必要ということでイヤホンとマイクのセットの価格が高く、1セット3台分で約45万円かかる高価なものである。

日本協会では国内の主要大会として公式試合を主催開催しているが、高額の機種を用いての大会は2セットを用いた日本リーグのプレーオフ、全日本総合ハンドボール選手権だけであった。

日本協会常務理事、競技本部長の職にある江成元伸は、この通信機器の利用を積極的に導入する意向を持っていたが、機器購入に高額を要することからその利用、普及が停滞していた。このような状況の中で、江成元伸は昭和薬科大学で研究用に購入した通信機器を、日本協会主催大会で一部の試合に試行的に使用してきた。2013(平成25)年8月に長崎県佐世保市で開催されたジャパンオープンハンドボールトーナメント、同年10月に東京都で開催された国民体育大会、翌2014(平成26)年3月に富山県氷見市で開催された全国中学生ハンドボール大会、同年8月に和歌山県和歌山市他で開催されたジャパンオープンハンドボールトーナメントにおいて、新たに機器を購入し増やしながら運用してきた。

前述したように、競技規則では2010(平成22)年から通信機器の利用は可能になっていたが、平成26年4月1日、競技規則の確認として競技本部長である江成元伸が日本国内に確認文書を通した⁽²⁾。また、日本協会では競技本部が制定している「テクニカル・

デレゲートの任務、平成26年度版」の中に、2-6、2-7、2-8として、下記の記載をして運用を正式に通知した⁽³⁾。

2-6 審判員の通信機器の使用が認められた。審判員の通信は審判員相互であるが、TDも大会役員との通信の必要があり、IHFの大会では3台1セットで運用している。国内の本協会主催・共催大会で最低3台の使用を認める。



- 2-7 TDは、競技規則に反する明 らかな判定上のミスの指摘や、競技運営に必要な情報の提供を除き、審判員に 事実判定の指摘をすることはできない。
- 2-8 本協会競技委員長、本協会審判長は競技運営を円滑に推進するため、また、 審判員育成のため、記録席または別の場所から通信機器を用い、審判員に各種 のアドバイスをすることができる。

IHFが規定している範囲は2-7に記載したように、原則として審判員相互、TDも「事実判定の指摘をすることはできない。」としているが、2-8に示したように、日本協会競技委員長、日本協会審判長は、競技運営を円滑に推進するため、また、審判員育成のため、いつでも、どこからでも各種のアドバイスをすることができると定めた。

日本協会として全大会、全試合に通信機器が使用されることが望ましいとしているが、経費を考慮すると全大会、全試合に高額機器を購入することは難しく、今後、何らかの検討をすることが望まれる。

II. IHFの通信システム利用のガイドライン

IHFの大会で通信機器を使用した際の留意事項の情報を、国際大会に派遣された日本人国際審判員から資料を得た⁽⁴⁾。資料の概略 1 – 3 を下記に示す。 4 はその他の資料を示す。

- 1 通信システムの正しい使いかた
 - ・パッシブプレイの予告合図の確認・承認
 - ・コートレフェリーとゴールレフェリーのポジションの交代のタイミングの確認・ 承認
 - ・失格のような重い罰則を適用する際の確認・承認
 - ・パートナーの審判員に集中するための明確なアドバイス (例えば、6mラインに集中するとか)
 - ・選手や交代地域にいる役員に対してパートナーが口頭での注意をしたことを質問 するという確認・承認
 - ・TDに交代地域の役員に対する罰則の適用の際の確認・承認
 - ・アドバンテージルールを適用したとき、罰則を与えられた選手に通知する確認・ 承認
 - ・試合会場内での騒音でパートナーの審判員やTDからの笛の合図が聞こえなかっ

た際の確認

- ・予期しないことが起きたとき、他の審判員が援助する確認・承認
- ・パートナーの審判員に集中を持続させるための交信
- ・レフェリー間の通常の会話通信は母国語でかまわない。しかし、TDに対して情報を得ようとする際、あるいは質問をする際には英語を用いなければならない。
- ・審判員が通信システムを利用するということは、審判活動をより効果的に進める ための手段である。
- 2 通信システムを使用して行ってはならないこと
 - ・ペアレフェリーが判定しなければならない役割分担を超えてのアドバイス
 - ・過ぎさったプレイの議論
 - ・自分自身を含めて混乱を引き起こすような情報提供や質問
 - ・試合に関すること以外の会話

3 TD

- ・TDは違反行為の事実判定を審判員に話しかけてはならない。
- ・TDは次のような事項に対して機器を使用するべきである。
- ・明らかな競技規則違反があったとき、抗議を防ぐため
- ・競技中であれ中断中であれ、審判員に情報提供。例えば、記録席から中断の合図 をした際、タイムアウト後の再開をどのようにするかの情報提供
- ・レフェリーに質問をするために記録席に来てもらう指示
- ・記録席からの競技を止める合図が聞こえなかったとき
- ・審判員が電光表示板に注意を払わなくてもすむために、試合終了最後の10秒のカウントダウンの秒読み

4 その他の情報

上記の資料以外に、下記の情報を得た。

- ・IHFは世界選手権においてヘッドセットの使用を決定した。
- ・このシステムはスイス、スペイン、デンマークでテスト使用済みである。
- ・クロアチアで最初に使用されたトライアルは成功した。
- ・このシステムはFIFA、UEFAチャンピオンリーグで使用されている。
- ・多くの大会で使用することができなかったが、すべてのレフェリーが快適に使用 できると確信している。
- ・機器 (Audio TRX 869 ARF37) 1、2はレフェリーが、3はTD (IHF) が使用する。
- ・ON/OFFスイッチがある機器1はTDが、2はリザーブレフェリーが持つ。

Ⅲ. 通信機器の利用

2014 (平成26) 年8月9日 (土) から12日 (火) まで、和歌山県紀の川市、和歌山市、岩出市で開催された第19回ジャパンオープンハンドボールトーナメントにおいて、全試合通信機器を使用した。対象レフェリーは15組、30名。TDは34名、競技役員は審判長1名、副審判長2名の合計3名であった。使用機器は、昭和薬科大学で購入した機器、を5会場分として1会場3台、5会場分として15台、競技委員長、審判長用として2台、

合計17台。

使用機器は、昭和薬科大学から貸与したIcom社製特定電力トランシーバーwithcall IC-4100、17台、及び日本協会所有の西菱電機製省電力トランシーバーG-TALK 3台を使用した。

通信機器を使用することについては、日本協会競技委員長である筆者がTD会議、審判会議、代表者会議において主旨の説明をした。

審判員、TD、競技役員に対しては、IHFのガイドラインに示された内容について周知した。

Ⅳ. 研究の目的

ハンドボール競技における通信機器を効果的に使用するために、通信の内容をいつ、 どのタイミングで、どのように用いたら良いかのガイドラインを得るために、実際のレフェリー、TD使用者に通信機器使用に関する調査を行い、その結果を基に今後のガイドライン案を作成することを目的とする。

Ⅴ. 調査方法

1 アンケート用紙の配布と回収

前記大会において、審判員30名、TD34名、競技役員3名に通信機器の利用についてアンケート用紙を配布し、大会終了時に回収した。調査は無記名で行った。総配布数67通、回収数は32通、回収率は47.8%であった。

2 調查期間

大会中の平成26年8月9日~8月12日の日間の各試合で、通信機器を利用した内容を対象にした。

- 3 アンケート用紙の内容
 - 本研究用に調査用紙を作成した。
 - 1)競技役員区分

競技役員区分として、①審判員、②TD、③競技役員、④競技者、⑤その他、とした。

2) 選択回答項目

- 質問1 「通信機器を使用する何回目の大会」を質問した。選択枝は、①初めて、 ②2回目、③3回目、④それ以上、⑤その他、とした。
- 質問2 「機器をうまく使いこなしたか」を質問した。選択肢は、①とてもうまく使えた、②まあまあ使えた、③うまく使えなかった、④全く使えなかった、 ⑤その他として自由記述を求めた。
- 質問3 「審判員相互、TDと機器を利用してコミュニケーションがとれたと思うか」を質問した。選択肢は、①十分にとれた、②まあまあとれた、③うまくとれなかった、④全くとれなかった、⑤わからない、⑥その他として自由記述を求めた。
- 質問4 「機器を使ってコミュニケーションをとろうとした、あるいはとれた場面について」を質問した。回答は自由記述を求めた。

- 質問5 「機器を使って不具合な点」を質問した。回答は自由記述を求めた。
- 質問6 「今後、この機器を利用することでできる状況があるとすれば、このように使いこなしたいか」を質問した。回答は自由記述を求めた。
- 質問7 「本大会では主催者が機器を用意したが、自分で購入してでも使用したいと思うか」と質問した。選択枝は、①購入したい、②検討する価値はある、③購入しない、④わからない、⑤保有している、⑥その他として自由記述を求めた。
- 質問8 「都道府県協会(組織)で購入してほしいと思うか」と質問した。選択 肢は、①是非購入してほしい、②できるなら購入してほしい、③購入しな くてもよい、④わからない、⑤その他として自由記述を求めた。
- 質問9 「この大会では一方通行の通信しかできなかったが、約40万円出してでも双方向で会話できる機器が必要だと思うか」を質問した。選択肢として、①是非必要だと思う、②必要だとは思う、③必要だと思わない、④わからない、⑤その他として自由記述を求めた。
- 質問10 「その他、意見があれば書いてほしい」と質問して、自由記述の回答を 求めた。

Ⅵ. 調査結果と考察

調査の結果は下記の通りとなった。

1 競技役員区分

①審判員、30名(回収は28通、93.3%)、②TD、34名(回収は4通、11.8%)、③競技役員、0名(回収は0通、0%)、④競技者、0名(0%)、⑤その他、0名、(0%)となった。

今大会での使用は審判員、TD、日本協会競技委員長、日本協会審判長のみが使用できると規定したことから、大会競技委員会競技役員、競技者、その他の関係者からの調査結果は得なかった。審判関係競技役員は審判長1名、副審判長2名で、大会中はTDとしても業務分担をしていたことから、競技役員としての回答率は0であった。競技役員として回答せず、TDとして回答した可能性はある。

TDは本部宿舎と別な配宿だったため、回収の連絡が不十分だったことによりTDの回収率が極端に低かった。次回実施する際には回収方法の工夫が必要となる。

2 通信機器の使用回数

(1) 審判員

①初めて、16名(57.1%)、②2回目、6名(21.4%)、③3回目、0名(0%)、

④それ以上、6名(21.4%)、⑤その他、0名(0%)となった。

(2) TD

①初めて、2名(50.0%)、②2回目、0名(0%)、③3回目、0名(0%)、④ それ以上、2名(50.0%)、⑤その他、0名(0%)となった。

通信機器の利用は平成25年度から開始し、平成26年度においても利用大会が少なかったことから、審判員に初めてという回答が多かった。一方、4回以上使用したという審判員がいたことは、昨年、今年と試行的に使用していた実績から、各地で購入し使用していたと思われる。TDで初めて、それ以上という回答が2名ずついたことから、試行的に使用した大会が全日本大会で会ったことで、競技役員として

全国的に活動している可能性が高いと判断する。

当該の通信機器の利用が初めて使うという審判員が多く、TDにも同様の傾向が 認められることから、通信機器のメリットを活かしているとは言い切れない結果と なった。

江成は日本協会競技委員長として各試合の交信をモニタリングしたり、直接審判員、TDに指示を出していたので、実際の使用状況については把握できた。機器になれていない審判員はほとんど使用することなく、通常のジェスチャー、行動のみで審判活動をしていた。TDも判定に対する指示は禁止したので、罰則の適用の際の背番号がわからない場合に質問をしていた程度の使用だった。モニタリングした結果として、使用頻度は極端に少なかった。

3 機器をうまく使いこなしたか

(1) 審判員

①とてもうまく使えた、0名 (0%)、②まあまあ使えた、24名 (85.7%)、③うまく使えなかった、4名 (14.3%)、④全く使えなかった、0名 (0%)、⑤その他、0名 (0%) となった。

(2) TD

①とてもうまく使えた、2名 (50%)、②まあまあ使えた、2名 (50%)、③うまく使えなかった、0名 (0%)、④全く使えなかった、0名 (0%)、⑤その他、0名 (0%) となった。

初めて使用するという条件の中で、審判員はまあまあうまく使えたという回答が 85.7%もあったことは、試合中に有効に使用したと推測できる。

とても上手く使えたと回答したTDは前項の回答にあるように、何回も使っていることから、その使い方に関して精通していたと判断される。

4 審判員相互、TDとコミュニケーションがとれたと思うか

(1) 審判員

①十分にとれた、0名 (0%)、②まあまあとれた、28名 (100%)、③うまくとれなかった、0名 (0%)、④全くとれなかった、0名 (0%)、⑤わからない、0名 (0%)、⑥その他、0名 (0%) となった。

(2) TD

①十分にとれた、2名(50.0%)、②まあまあとれた、2名(50.0%)、③うまくとれなかった、0名(0%)、④全くとれなかった、0名(0%)、⑤わからない、0名(0%)、⑥その他、0名(0%)となった。

審判員の回答で、コミュニケーションがまあまあとれたという回答が100%となったことは、今後も積極的に通信システムを利用する必要があると言うことを示すものであったと考える。コミュニケーションを取ろうとした利用者にとっては、通信機器は円滑なゲーム運営に欠かせないものであったと思われる。

5 コミュニケーションがとれた具体的な場面

具体的な場面として、審判員、TD、内容の重複はあるが、全員から下記の回答があった。表現は一部修正した。また、重複している内容についてはまとめた。

(1) 審判員

- ・選手に対して注意した内容をパートナーに伝えた。
- ・情報共有ができているので、同じ基準で罰則を適用することができた。
- ポジションの確認ができた。
- ・クイックスタートにあわせたスローオフの統一化が図れた。
- ・パッシブプレイの予告の基準の統一化が図れた。
- ・チャージング、エリア内防御などのゴールライン際での接触プレーでの判定の情報交換ができた。
- ステップの確認ができた。
- ・罰則の適用の際、TDと選手の背番号の確認ができた。
- ・パートナーやTDと罰則の数についての確認ができた。
- ・ゴールレフェリーとコートレフェリーの役割の確認ができた。
- ・ディフェンスの様子について注意点を確認できた。
- ・ポストプレーヤーとディフェンスプレイヤーの一度理についての情報交換ができた。
- ・雨漏り時の対応として、モップ係の作業に関する相談ができた。
- ・判断が難しい際、TDの助言があった。
- ・自分からは接触がしっかり見えておらず、パートナーからはどのように見えたか 意見を求めることができた。

(2) TD

- ・ベンチ裏でアップしている選手が立ち止まってゲームを見ているのをレフェリー から指摘され気付き、その選手に注意を与えることができた。
- ・チームタイムアウトのときに警告等の確認ができた。
- ナイスジャッジに対する評価ができた。
- ・罰則の際の選手の番号がわからなかったときにレフェリーに聞いた。
- ・退場者表示盤の操作が遅れ、レフェリーに再開を待ってもらった。

審判員としては、情報交換に有効に利用できたとの内容が記されていた。 TDがナイスジャッジに対して評価をしたという点で、判定前に立ち入ることがなければ自信を持たせるということから有効な手段であったと思われる。

6 機器の不具合な点

下記の指摘があった。

(1) 審判員

- ・重いので腰につけると走りにくい。
- ・配線が長く、まとめられなかったので気になった。
- ・装着することになれていないので、試合中気になった。
- ・一方通行になってしまうときがあった。
- ・会場内の他の役員と混線があった。
- ・動きながら使用するので耳から外れやすく、途中でテープで固定した。

(2) TD

・前半に機器の不具合があり、レフェリーの会話が聞こえなくなった。後半は機器 なしでの状況になった。 通信機器として、本体、マイク付きイヤホンで構成されているが、本体の重さが 単3の電池3本を装着して180gあることから、重いという記述が多かった。

また、イヤホンが耳にフィットしなかったという点は、耳の中にイヤホンを装着 し、その上からテーピングで補強し改善させた。

7 今後の課題

下記の記述があった。

(1) 審判員

- ・コートレフェリー、ゴールレフェリーの役割の連携強化が必要なことから、より 正確な判定をしていきたい。
- ・双方向で通話ができると良い。
- ・経験が少ない審判員指導に有効だと思うので、その際に使用したい。

(2) TD

- ・今までは試合中に、審判員間での会話は皆無に近かった。通信機器の利用で意思 疎通が明確になるので、情報交換を通じてゲームの管理ができるようになると思 う。
- ・判定に関与できない以上、TDの任務としては限界があるが、審判員に情報を助 言できるという意味で有効な手段と考える。

記述された内容から、積極的な利用が良い審判判定につながるとの確信が感じ取れる。

8 自分で購入してでも使用したいと思うか

(1) 審判員

①購入したい、2名 (7.1%)、②検討する価値はある、18名 (64.3%)、③購入しない、2名 (7.1%)、④わからない、6名 (21.4%)、⑤保有している、0名 (0%)、⑥その他、0名 (0%) となった。

(2) TD

①購入したい、2名(50%)、②検討する価値はある、2名(50%)、③購入しない、0名(0%)、④わからない、0名(0%)、⑤保有している、0名(0%)、⑥その他、0名(0%)となった。

個人で購入したいという回答と検討する価値はあるという回答が20名となり、71.4%の審判員が有効な手段としてとらえられていると判断される。今大会では既に購入した審判員はいなかったが、昨年度から試行的に使用していることから、個人で購入した審判員がいることの情報は得ている。

9 都道府県協会(組織)で購入してほしいと思うか

(1) 審判員

①是非購入して欲しい、10名(35.7%)、②できるなら購入して欲しい、12名(42.9%)、③購入しなくてもよい0(0%)、④わからない0名(0%)、⑤その他6名(21.4%) となった。

(2) TD

①是非購入して欲しい、2名 (50%)、②できるなら購入して欲しい2名 (50%)、③購入しなくてもよい0名 (0%)、④わからない0名 (0%)、⑤その他0名 (0%)となった。

都道府県ハンドボール協会所属である審判員にとっては、組織で購入してほしいという希望の回答が是非購入して欲しいと回答した10名、できるなら購入して欲しいと回答した12名、あわせて22名(78.6%)が購入を希望しているということは特筆される。

10 その他の意見

その他の意見として、下記の記述があった。

(1) 審判員

- ・初めて大会で使用したが、当初は「重い、聞き取りづらい」等の面倒くささがあった。しかし、使用している内に慣れてきて、審判相互の意思疎通が図れて有効なものだと感じた。今後も使用できるととてもありがたく思う。
- ・初めて使用した感想は、メリットが多くあると感じた。今後も利用する機会を増 やして慣れることが先決だと思う。

(2) TD

・短い会話なら影響はないが、長くなるようならば一方通行のものよりは双方向の ものの方がよいと思う。使っていく中で様々な問題点が見えてくるので今後も是 非使っていくべきだと思う。

使い方によって有効な手段であることが改めて明確になったと思われる。

Ⅵ. 通信機器を有効に利用するためのガイドライン作成に向けて

本研究の成果として、大会中の審判員、TDが実際に使用した感想を元にして、IHFの使用方法を参考に、日本協会として通信機器の使用に関して下記の内容の使用方法をガイドラインとして定めることを提案したい。

「通信機器の利用に関するガイドライン」

通信機器を利用して審判員やTD相互の通信をするということは、審判活動、競技運営をより効果的に進めるための手段である。使用に際して、いつ、どのようなタイミングで使用することが必要かについての具体的内容を下記に示す。また、不適切な使用についても指摘する。その使用は目的に沿って、正しく、適切に使用しなければならない。

1 使用する際の具体的内容

- (1) 審判員相互の審判員活動を円滑にするための交信
 - 試合前の点検・確認
 - ・競技時間、退場時間等時間に関する確認
 - ・点数、罰則適用の選手の背番号の確認
 - ・審判員相互のポジションの移動・交代に関する確認
 - ・パッシブプレイの合図を出す際の確認
 - ・どこの場面を注意して観察するかの確認
 - ・異なる判定をした際に相手の審判員と協議するための呼びかけ

- ・前半、後半の終了間際の注意点の確認
- ・シュートが得点したかどうかの確認
- ・前半、後半終了のフリースローにおける最後の一投の交代に関する確認
- ・必要に応じて罰則の適用をした際、背番号の確認
- (2) 審判員相互の判定上の助言のための交信
 - ・失格に関する確認及び失格に伴う報告書の提出の有無の意思統一の確認
 - ・交代地域の役員、選手に対する注意、あるいは罰則の適用に関する意思統一の確認
- (3) 審判員からTDに判定、運営に関する助言を求めるための交信
 - ・時間、罰則の確認
 - ・得点の確認
 - ・ゴールにボールが入ったか否かの確認
 - ・交代地域の役員、選手に対する違反行為等の確認
 - ・交代地域の秩序の維持の依頼
 - ・試合終了時の最後の一投に関わる交代の違反の確認
 - ・不正入場、不正交代の確認
- (4) TDから審判員に競技運営活動を円滑にするための交信
 - 試合開始のタイミング
 - ・罰則適用する際の選手の背番号が特定できない状況の際の確認
 - ・得点した選手がわからない際の確認
 - ・チームタイムアウトの際、予告及び提出
 - ・電光表示板の異常に競技再開の遅延
 - · 不正入場、不正交代
 - ・臨時トレーナーの処置に関して
 - ・交代地域違反に関する内容の連絡及び記録席に来てもらう呼びかけ
 - ・前半、後半の試合終了の時間の確認
 - 試合終了時間の予告
 - ・競技全般に関することで審判員に連絡しておきたい事項
 - ・競技中断の情報提供
- (5) TDから審判員に判定上の助言をするための交信
 - ・基本的にはTDが判定上の指示をすることは許されていない。明らかに審判員が見ることが出来なかった場所での失格に相当する違反に関する連絡
- 2 通信の内容として相応しくないもの

下記の事項については、交信の内容として相応しくない。

- (1) 審判員相互
 - ・互いの審判員に与えられた役割分担に関する判定の指示
 - ・過去におこった判定上の批判等
 - ・混乱を引き起こすような情報提供や質問

- (2) 審判員からTD
 - ・助言に対する批判、無視
- (3) TDから審判員
 - ・事実上の判定は審判員の任務であり、判定に対する指示

Ⅷ. 終わりに

国際大会に派遣された国際審判員はIHFの規則やIHFの競技役員の指導に従い、円滑に競技を進めていくべきである。

日本国内の大会においては、日本協会が中心となって審判員、TDに対しIHFの情報を基盤とした日本国内の通信機器の利用の仕方を研究し、競技運営を円滑にするようにしていくべきだと考える。

審判員の事実判定は審判員の責任の範囲内で任されるべきではあるが、円滑な競技運営、審判活動を維持するためにも、当面の間、日本協会競技委員長、日本協会審判長に限っては、審判員、TDに対して助言、指導できる体制整備を図っていきたい。

謝辞

本研究を遂行するに際し、アンケート調査の実施に協力いただいた平成26年度ジャパンオープントーナメントに出場、参加した審判員、TDの諸氏、大会で通信機器の利用にご尽力いただいた和歌山県ハンドボール協会の関係各位に感謝を表します。

引用文献

- 1 公益財団法人日本ハンドボール協会、競技規則2014年版 (PDF)、 http://www.handball.jp/jha/kyogi unei/2014rules of the game.pdf, 2014年8月24日
- 2 江成元伸、公益財団法人日本ハンドボール協会、競技運営に関する確認(平成26年4月1日実施)、http://www.handball.jp/jha/kyogi_unei/H26kyogiunei_tuchi.pdf, 2014年4月1日
- 3 公益財団法人日本ハンドボール協会、テクニカルデレゲートの任務 平成26年度版 http://www.handball.jp/jha/kyogi unei/H26td ninmu.pdf, 2014年3月20日
- 4 IHF資料 2013年12月26日、日本協会池渕・火咲き国際審判員持ち帰り資料

参考文献

- 1 江成元伸、昭和55年4月、ハンドボールにおける攻撃のワン・プレイに関する一考察、 昭和薬科大学紀要第15号、pp.64-93
- 2 江成元伸、昭和57年5月、ハンドボールにおける得点動向に関する一考察、昭和薬 科大学紀要第17号、pp.59-72

- 3 江成元伸、花野誠一、平成3年3月、ハンドボールにレフェリング研修用映像資料 の研究、昭和薬科大学紀要第25号、pp.137-172
- 4 江成元伸、花野誠一、平成3年3月、ハンドボールのルールから検討したプレーの 評価についての一考察、昭和薬科大学紀要第25号、pp.173-193
- 5 江成元伸、花野誠一、平成4年3月、ハンドボールにおける日本人国際審判員の資質向上に関する一考察、昭和薬科大学紀要第26号、pp.181-200
- 6 江成元伸、花野誠一 平成4年3月、ハンドボールにおける審判員講習会の視聴覚 教材開発に関する一考察、昭和薬科大学紀要第26号、pp.201-211
- 7 江成元伸、平成5年3月、ハンドボールの判定に関する研究、昭和薬科大学紀要第 27号、pp.177-213
- 8 江成元伸、1994年3月、ハンドボールの競技規則改正に関する一考察、昭和薬科大 学紀要第28号、pp.47-54
- 9 江成元伸、1995年3月、コーチングとレフェリングに関する一考察、昭和薬科大学 紀要第29号、pp.63-74
- 10 江成元伸、1996年3月、ハンドボールの判定基準の変化要因についての一考察、昭和薬科大学紀要第30号、pp.57-63
- 11 江成元伸、1997年3月、日本リーグレフェリーのためのトレーニング、昭和薬科大 学紀要第31号、pp.17-23
- 12 江成元伸、花野誠一、1999年3月、ハンドボール競技における公認審判員の現状と 課題についての一考察、昭和薬科大学紀要第33号、pp.67-78
- 13 江成元伸、2002年3月、ハンドボール競技の健全化を目指しての一考察、昭和薬科 大学紀要第36号、pp.1-15
- 14 江成元伸、2003年3月、ハンドボール・日本人国際審判員の資質向上に関する一考察―スーパーチャレンジ2002におけるレフェリングを中心に―、昭和薬科大学紀要第37号、pp.49-64
- 15 江成元伸、2007年3月、ハンドボール競技におけるマッチバイザー制度に関する研究、昭和薬科大学紀要第41号、pp.1-9
- 16 田中守他、2002年3月、デンマークにおける一流ハンドボール選手の公式ゲーム中 の活動特性、スポーツ方法学研究第15巻第1号、pp.61-73
- 17 箕輪憲吾他、1991年3月、バレーボールのゲームの流れと作戦タイムに関する研究、スポーツ方法学研究第4巻第1号、pp.35-62
- 18 レフェリーハンドブックPDF2014年完成版、 http://www.handball.jp/jha/kyogi_unei/referee_handbook2014.pdf, 2014年4月